

別段面積一覧表

農地を売買・貸借する場合の下限面積は 50 a ですが、地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積を設定することが出来ます。

長岡市農業委員会では、耕作放棄地の増加及び地域の担い手の減少などを考慮し、下記のとおり別段面積を定めました。

地 域	区 域	別段面積 (単位 : a)
長 岡	太田地区	10
	関原地区	30
	宮本地区	20
	大積地区	20
越 路	岩塚地区	20
	塚山地区	
	千谷沢地区	
三 島	天津・気藤宮地区 (藤川を除く)	30
山 古 志	山古志地域全域 (一律)	10
小 国	小国地域全域 (一律)	20
栃 尾	栃尾地域全域 (一律)	20
川 口	川口地域全域 (一律)	30

上記一覧表に記載のない区域は別段面積を設定していませんので、下限面積である 50 a です。